

4パーセント・イニシアチブアニメーション制作業務委託に係る 企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県は、令和2年4月に都道府県として初めて、4パーセント・イニシアチブ（土壤中の炭素貯留により大気中の二酸化炭素濃度を低減し、地球温暖化を抑制する国際的取り組み）に参画し、ブドウやモモの果樹園等で発生する剪定枝を炭にして土壤中に貯留する手法等、果樹王国やまなしとしての取り組みを行っている。こうした本県の特色ある取り組みにより生産されたブドウやモモなどの農産物をブランド化し、小売店の店頭や県ホームページ等にて、消費者が短時間で取り組みを理解できるアニメーションを制作するため、企画提案公募により業務を委託する事業者を募集する。

＜4パーセント・イニシアチブとは＞

土壤中の炭素量を毎年4パーセント（0.4%）増やすことができれば、大気CO₂の増加量を相殺し、温暖化を防止できるという考え方に基づいた国際的な取り組み

- 2015年12月のCOP21でフランス政府が提案
- 2020年12月現在、日本国を含む566の国や国際機関が参画
- 日本の都道府県では山梨県がはじめて参加（2020年4月）

2 企画提案を求める業務の概要

（1）委託業務の名称

4パーセント・イニシアチブアニメーション制作業務

（2）委託業務の内容

別紙4パーセント・イニシアチブアニメーション制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。

（3）予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金1,100,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

（4）契約期間

契約締結の日を始期とし、令和3年7月31日（土）を終期とする。

（5）事業の流れ

ア 委託業務の詳細協議

契約締結後、採用された企画提案の内容をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し決定する。

イ 実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

3 応募資格

- 応募できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす業務とする。
- (1) 本件業務に類似する業務実績や専門知識を有していること。
 - (2) 本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。
 - (3) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
 - (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
 - (8) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

4 日程

日時	内容
令和3年5月 7日（金）	募集開始
令和3年5月13日（木） 15：00	質問受付期限
令和3年5月19日（水） 15：00	企画提案書提出期限
令和3年5月21日（金） 予定	企画提案プレゼンテーション審査（予定）
令和3年5月25日（火） 以降	採択通知・契約締結・業務着手（予定）
令和3年7月31日（土）	事業完了

5 企画提案応募等に関する書類の提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）
山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当 横小路・塩野
電話 055-223-1602
電子メールアドレス nou-han@pref.yamanashi.lg.jp

6 企画提案の提出と審査

(1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、企画提案に関する質問書（様式1）により受け付ける。

受付期限 令和3年5月13日（木）15：00必着

質問方法 電子メール

電子メールの件名には「4パーセント・イニシアチブアニメーション制作業務企画提案質問」と記すこと。

回答方法 回答は、山梨県庁公式サイト内の本業務募集ページにおいて公開する。

回答は令和3年5月14日（金）17：00までに行う。

その他の 質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないことがある。

（2）企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

企画提案応募者は、次の書類を提出すること。

①様式2	1部
②様式2-1に企画提案書1部を添付	5部
様式2-2に企画提案書1部を添付	5部
③誓約書（様式2-3）	1部
④見積書（任意様式・積算内訳を記載）	1部
⑤会社概要	1部
⑥国税完納証明書（税務署で交付される様式）	1部
⑦都道府県税完納証明書（都道府県で交付される様式）	1部

イ 企画提案書類の提出方法・提出期限等

①提出方法 郵送又は持参

②提出期限 令和3年5月19日（水）15：00必着

③提出場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）

　　山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当

※持参の場合の受付は、平日の9：00から17：00とする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

ウ 企画提案書の留意点

提案者が本事業により制作するアニメーションの計画、今までの業務実績等により審査しますので、次の点に留意した提案書を作成すること。その他、審査基準に基づいた提案をすること。

①企画提案について

○提案者の業務実績を生かして、アニメーション制作のための独自性のある提案をすること。

○類似する業務実績について、工夫した点も含め提示すること。

②本事業により制作するアニメーションの内容と表現について

- アニメーションの主要な絵コンテを制作し、企画提案書の内容に含めること。
- なお、絵コンテからアニメーションを制作する際に工夫する点を提示すること。
(絵コンテでは表現しきれない点について提示すること。)

③本事業における実施計画について

- 仕様書を参考に実施スケジュールを記載すること。

④その他

○記載内容

- ・審査会は、企画提案書がどの企画提案応募者のものかが審査員にわからないようにして運営すること。
- ・企画提案者の特定につながる内容があった場合、企画提案を無効とする。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合、企画提案は無効とする。
- ・この要領に定める手続きに適合しない場合は無効とする。

○体裁・ファイル形式

- ・フォントや書式は自由に設定が可能とする。横版での作成も可能であるが、ページサイズはA4版とすること。

○添付資料

- ・図表の掲載や参考資料の添付も可能である（体裁やファイル形式の指定は上記と同じ）。

○その他

- ・プレゼンテーション時に追加資料の提出はできないものとする。また、既に提出した企画提案書の再提出及び差し替えもできないものとする。

（3）選定方法等

①日 時 「4 日程」のとおりで、決定後、応募者に通知する。

②場 所 決定後、応募者に通知する。

③方 法 審査委員が別添「4パーセント・イニシアチブアニメーション制作業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」に基づいて、応募者によるプレゼンテーション及び審査書類をもとに審査する。審査委員が、応募者に対して質問した場合は、その場で回答すること。

④審査時間 プrezentation 20分、質疑応答10分

※審査時間内に、プレゼンテーション及び審査書類の審査を行うので、審査書類に基づいたプレゼンテーションを行うこと。

⑤審査書類 事前に提出のあった企画提案書及び見積書

⑥そ の 他 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止

及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。

第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。

(4) 選定結果の通知・公表

①選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはぞれぞれの審査結果を個別に通知する。

7 契約に関する事項

- ①契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持すること。
- ②契約保証金は免除する。
- ③企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。

8 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ①企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、山梨県に帰属するものとする。
- ②提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負うものとする。
- ③提出書類は返却しない。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ①企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて応募者自身の負担とする。
- ②契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

(5) 山梨県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めるものとする。

9 本件に関する問い合わせ先

山梨県農政部 販売・輸出支援課

ブランド化推進担当 横小路・塩野
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 (直通) 055-223-1602
電子メールアドレス nou-han@pref.yamanashi.lg.jp